

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成28年4月1日現在）

【行政職給料表】

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職名	(人)	段階	(人)	(%)			
1級	定型的な業務を行う職務	90	5.0%	主事	51	主事級	90	5.0%			
				技師	13						
				保育士	26						
2級	専門的知識又は相当の経験を必要とする業務を行う職務	174	9.7%	主事	120	主事級	174	9.7%			
				技師	16						
				保育士	36						
				書記	2						
3級	1 主任の職務 2 相当高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う職務	438	24.5%	主任	357	主任級	438	24.5%			
				保育士	80						
				教諭	1						
4級	1 係長、主査又は指導主事の職務 2 極めて高度の知識又は経験を必要とする業務を行う上席の主任の職務 3 特定の分野についての特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う職務	447	25.0%	主任	186	主任級	262	14.7%			
				保育士	75						
				教諭	1						
				係長	5	係長級			185	10.3%	
				主査	172						
				指導主事	8						
5級	困難な業務を行う上席の係長、主査又は指導主事の職務	377	21.1%	係長	5	係長級	377	21.1%			
				主査	364						
				指導主事	8						
6級	課長補佐又は副主幹の職務	90	5.0%	課長補佐	22	課長補佐級	90	5.0%			
				副主幹	68						
7級	1 課長又は主幹の職務 2 議会の事務局の次長の職務 3 選挙管理委員会の事務局の次長の職務 4 監査委員の事務局の次長の職務 5 農業委員会の事務局の次長の職務	124	6.9%	課長	80	課長級	124	6.9%			
				主幹	41						
				次長	3						
				次長又は参事の職務	17				次長級	30	1.7%
議会の事務局の参事の職務	10										
選挙管理委員会の事務局の事務局長の職務	3										
監査委員の事務局の事務局長の職務	3										
8級	1 次長又は参事の職務 2 議会の事務局の参事の職務 3 選挙管理委員会の事務局の事務局長の職務 4 監査委員の事務局の事務局長の職務 5 農業委員会の事務局の事務局長の職務	30	1.7%	参事	10	参事級	30	1.7%			
				事務局長	3						
				部長	16				部長級	19	1.1%
				理事	1						
危機管理監	1										
事務局長	1										
9級	1 部長、理事、危機管理監又は会計管理者の職務 2 議会の事務局の事務局長又は理事の職務	19	1.1%								
合計		1,789	100%			合計	1,789	100%			

※割合は、小数点以下第2位を四捨五入

【医療職給料表（一）】

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	段階	(人)	(%)
1 級	医師の職務	—	—	—	—	医師級	—	—
2 級	1 医長の職務 2 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	6	60.0%	医長	6	医長級	6	60.0%
3 級	1 医療業務を行う部長又は理事の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	3	30.0%	部長 理事	1 2	部長級	3	30.0%
4 級	1 市民医療センターの長の職務 2 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う部長又は理事の職務	1	10.0%	センター長	1	センター長級	1	10.0%
合計		10	100%			合計	10	100%

※割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入

【医療職給料表（二）】

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	段階	(人)	(%)
1 級	1 薬剤師の職務 2 栄養士の職務 3 診療放射線技師の職務 4 臨床検査技師の職務 5 理学療法士の職務 6 歯科衛生士の職務	—	—	—	—	技師級	—	—
2 級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務 2 困難な業務を行う栄養士の職務 3 困難な業務を行う診療放射線技師の職務 4 困難な業務を行う臨床検査技師の職務 5 困難な業務を行う理学療法士の職務 6 困難な業務を行う歯科衛生士の職務	32	65.3%	栄養士 技師	21 11	技師級	32	65.3%
3 級	係長又は主査の職務	13	26.5%	主査	13	係長級	13	26.5%
4 級	科長補佐、課長補佐又は副主幹の職務	2	4.1%	副主幹	2	科長補佐級	2	4.1%
5 級	科長、課長又は主幹の職務	2	4.1%	科長	2	科長級	2	4.1%
6 級	特に高度の知識経験を必要とし、責任の度が 高いと認められる科長、課長又は主幹の職務	—	—	—	—	科長級	—	—
合計		49	100%			合計	49	100%

※割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入

【医療職給料表（三）】

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	段階	(人)	(%)
1級	1 准看護師の職務	—	—	—	—	准看護師級	—	—
2級	1 看護師の職務	57	71.3%	看護師	20	看護師級	57	71.3%
	2 保健師の職務			保健師	37			
3級	係長又は主査の職務	18	22.5%	主査	18	係長級	18	22.5%
4級	科長補佐、課長補佐又は副主幹の職務	4	5.0%	副主幹	4	科長補佐級	4	5.0%
5級	科長、課長又は主幹の職務	1	1.2%	科長	1	科長級	1	1.2%
6級	特に高度の知識経験を必要とし、責任の度が高いと認められる科長、課長又は主幹の職務	—	—	—	—	科長級	—	—
合計		80	100%			合計	80	100%

※割合は、小数点以下第2位を四捨五入

【特定任期付職員給料表】

号給	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	段階	(人)	(%)
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	—	—	—	—	—	—	—
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	—	—	—	—	—	—	—
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	1	100.0%	副主幹	1	課長補佐級	1	100.0%
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	—	—	—	—	—	—	—
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	—	—	—	—	—	—	—
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	—	—	—	—	—	—	—
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	—	—	—	—	—	—	—
合計		1	100%			合計	1	100%